



会社も、お店も、学校も、病院も。
**事業所・企業
 統計調査**

10月1日は、**ご協力ください**
平成18年事業所・企業統計調査の日です。

調査員が各事業所・企業を訪問し、9月24日(日)から10月20日(金)までの間に、調査票を配布・回収しますので、調査にご協力願います。

○**調査対象は？**

商店や工場、営業所、事務所、銀行、学校、学習塾、病院、神社など全国すべての事業所および企業です。

○**何を調査するの？**

事業所については、名称、電話番号、所在地、経営組織、本所・支所の別、開設時期、従業員数、事業の種類などを。また、企業についても、登記上の会社成立年月日、資本金額、外国資本比率、親会社の名称、子会社の数、常用雇用者数などの企業全体に関する内容を調査します。経理項目は調査しません。

○**調査の目的は？**

日本の産業構造や事業活動の実態を明らかにするために調査が行われます。

○**調査票の秘密は守られるの？**

調査票の記入内容をほかに漏らしたり、統計以外の目的に使用したりすることは法律で固く禁じられています。調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があります。また、事業所の皆さんには、申告が義務付けられていますので、ご協力ください。

○**調査結果の利用例**

経済施策、環境施策、雇用施策、中小企業施策などの基礎資料として利用されます。



■調査実施機関 総務省統計局・岐阜県・美濃加茂市

総合政策課 内線 246

10月から
 始まります **障がい者の皆さんのための地域生活支援事業**

この事業は、障害者自立支援法の中で市が10月から実施するよ
 うに法定化されたもので、次のような事業があります。

福祉課 内線312

■**地域活動支援センター**

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を行います。

■**相談支援事業**

障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談支援、障がい者のための権利擁護などを行います。

■**コミュニケーション支援**

聴覚、言語機能、音声機能などの意志疎通に支障がある人のために、手話通訳を行う人の派遣などを行います。

■**日常生活用具の給付**

日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働省で定める用具の給付または貸与を行います。自己負担が変わります。

■**移動支援事業(ガイドヘルプ)**

円滑に外出することができるよう、移動にかかる支援を行います。

◎**補装具費の支給**

障がい者(児)が補装具の購入または修理が必要な場合、市に申請し認められると、その費用の一部について補装具費が支給されます。

※詳細については、福祉課へ